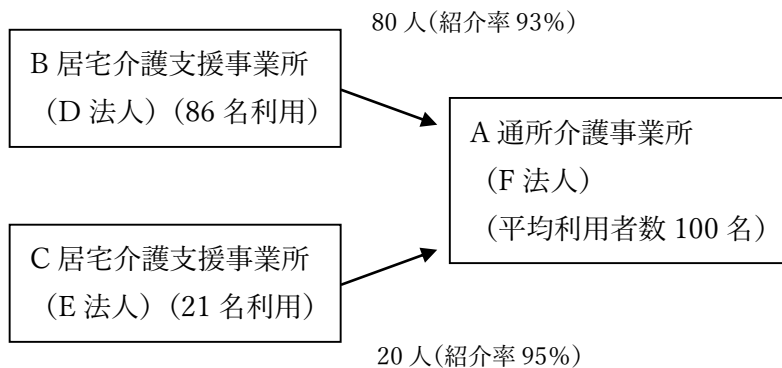


居宅介護支援の特定事業所集中減算に係る QA (宇佐市) ※裏面も参照※

	質問	回答
1	介護予防サービス計画は含むのか。	含まない。
2	通院等乗降介助も対象か。	対象である。
3	計画作成はしたものの給付管理の実績がなかった場合は当該計画を件数に含めるのか。	含めない。
4	月遅れで給付管理をした場合はどの月に件数を計上すべきか。 (例) サービス提供月→4月 給付管理を実施した月→6月	サービス提供月。 質問例の場合は4月。
5	1人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合はどう計上するのか。	1人の利用者が複数の同一サービスを利用している場合 (月途中でサービス事業所を変更した場合を含む。) はそれぞれの法人ごとに計上する。 (例) ①A 法人と B 法人の訪問介護を位置付けている場合、 訪問介護を位置付けた件数は1で、各法人に1ずつ計上。 ②A 法人が運営する複数の訪問介護を位置付けている場合は、訪問介護を位置付けた件数は1、A 法人に1を計上。
6	対象となる居宅サービスのうち、1つでも80%を超えているサービスがある場合は減算対象か。	1つでも超えていれば減算対象である。
7	減算対象期間中に改善された場合、減算は中止か。	中止されない。
8	80%を超えたとは具体的にはどういうことか。	79.99999...% → 減算対象外 80%ちょうど → 減算対象外 80.00001...% → 減算対象とする。

9	<p>利用者の希望等により、特定の事業所に集中している場合も 正当な理由となるか。</p>	<p>単に「利用者の希望」のみによる理由は認めないが、 「<u>サービスの質が高いことによる</u>利用者の希望」により、 当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合 であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提 出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合において は、別表カの（イ）の規定により正当な理由と認める。</p>
---	---	--

(参考) 取扱要綱キの（ウ）の具体例



(解説)

B 居宅も C 居宅も通所介護における紹介率が 80%を超えているため、
原則的には両事業所とも減算対象となる。

しかし、A 通所介護事業所の利用者に占める各居宅からの紹介者の割合
はそれぞれ 80%、20%でありこの割合と 75%を比較し 75%以下の場合
は例外的に減算対象外とすることができる。(取扱要綱キの（ウ）)

したがって今回の例の場合、B 居宅は減算対象 (80% > 75%) とされる
が C 居宅は (20% < 75%) ので減算対象外となる。

ただし、D=E である場合は B 居宅も C 居宅も減算対象となる。